

高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、市内で新規の出店を行う個人又は法人に対し、予算の範囲内において飲食店等の新規出店に伴う店舗改装に係る費用の一部を補助することにより、本市の地域商業における魅力ある店舗の出店を促進し、もって本市の地域経済の賑わいと活力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市の地域商業における賑わいの創出と活力の向上に資する魅力ある店舗を出店しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、次項に掲げる暴力団等に該当する者を除く。

- (1)別に定めるところにより市長に事業計画を提出し、当該事業計画が高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金に係る事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において採択された者であること。
- (2)法人においては、資本金5千万円以下及び従業員50人以下の事業者であること。
- (3)日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に定める飲食店又は小売業（※但し、無店舗小売業は対象外とする。）（以下「飲食店等」という。）を営む者であること。
- (4)飲食店等を営むために店舗を賃借又は取得し、新規出店する者であること。
- (5)高槻市の市税を滞納していないこと。
- (6)この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (7)飲食店等を営むために必要な許認可を得ていること又はその見込みがあること。
- (8)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業その他市長が不相当と認める事業を営む者でないこと。

2 前項に掲げる暴力団等とは以下のいずれかに該当する者をいう。

高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条に規定する暴力団員等

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、飲食店等の新規出店に伴う店舗部分の内装及び外装に係る工事費とする。

2 前項の工事費は、総工事費（第8条第1項に基づく交付決定の通知を受けた後に着手し、かつ、当該工事に着手する日の属する年度の末日までに第17条に規定する実績報告を行うことができる工事に係るものに限る。）から次に掲げる費用を除いて得た額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(1) 補助の対象建物に付属しない備品類の購入費用

(2) その他補助の対象経費として不適當であると市長が認めるもの

（補助対象区域）

第5条 削除

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、第4条に規定する工事費の2分の1に相当する額（その額が500,000円を超えるときは、500,000円）とする。

2 前項の規定により算出した額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(4) 工事見積書

(5) 工事施工前の建物の現況図面及び工事施工予定箇所の写真

(6) 賃借人の場合には貸主の同意書

(7) 市税納付状況確認の同意書

(8) 個人の場合には印鑑登録証明書、法人の場合には法人の印鑑証明書及び登記事項証明書

(9) 要件確認申立書（様式第1-2号）

(10) 自己資金・借入金を証する書類等の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に

係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- (1)法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
- (2)予算の範囲内であること。
- (3)補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (4)補助対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
- (5)その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった日から60日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1)補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4)市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。
- (5)法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（補助対象経費の30%未満の減額変更）であって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更によ

り特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2)補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

第14条 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第15条 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

第16条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を

指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第21条第1項第4号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から2月以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金実績報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事完了を証する書面
- (4) 工事代金の支払を証する書面
- (5) 工事完了後の建物の現況図面
- (6) 工事完了箇所の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第8条第1項の規定による補助金の交付決定額（第12条第4項又は第13条第1項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行う。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第20条 市長は、第18条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2)補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)第9条の規定に基づく条件に違反したとき。

(4)第16条又は第19条第1項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

(5)正当な理由がなく第17条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

(6)第10条の交付決定の通知をした日から1年以内に開店しないとき。

(7)開店後1年以内に閉店したとき。但し、やむを得ない事情によるものと市長が認める場合はその限りでない。

(8)第3条第2項に該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。

(9)補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第22条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

（加算金及び延滞金）

第23条 補助事業者は、第21条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還

を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（他の補助金の一時停止等）

第24条 市長は、補助事業者が補助金の返還を求められ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

（理由の提示）

第25条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（関係書類の整備）

第26条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第18条の規定による補助金額確定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第27条 補助事業者は、補助事業により出店した店舗を変更、移転、休業、または閉店する場合は、遅滞なく、高槻市地域商業活性化創業・個店支援事業補助金に係る店舗の（変更・移転・休業・閉店）報告書（様式第13号）を市長に提出しなけ

ればならない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成22年6月28日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月20日から実施する。
- 2 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月25日から施行する。
- 2 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱第23条の規定は、延滞金又は延滞利息のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、その施行の日から5年以内に補助対象経費（補助率）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。